

第14号議案 令和5年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団
- 2 年間総給水量 428,000,000m³
- 3 一日平均給水量 1,169,398m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	2,565,235千円
(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,609,992千円
(3) 施設改良事業		事業費	8,875,701千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		36,237,532千円
第1項 営業	収益		31,569,329千円
第2項 営業外	収益		4,668,203千円
	支	出	
第1款 事業	費用		35,890,078千円
第1項 営業	費用		32,326,816千円
第2項 営業外	費用		3,560,262千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,404,380千円は、当年度分損益勘定留保資金2,284,992千円及び過年度分留保資金16,119,388千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	9,571,773千円
第1項 企業債	5,302,000千円
第2項 国庫支出金	855,078千円
第3項 工事負担金	31,278千円
第4項 受託事業収入	17,296千円
第5項 他会計出資金	3,210,510千円
第6項 他会計補助金	155,609千円
第7項 雑収入	2千円

支 出

第1款 資本的支出	27,976,153千円
第1項 建設改良費	16,859,359千円
第2項 建設利息	74,182千円
第3項 償還金	11,037,612千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
幸田浄水場運転管理業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	438,400千円
豊橋浄水場運転管理業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	466,005千円
第2犬山幹線電気防食設備設置工事	令和6年度	56,030千円
第2津島幹線送水管布設工事（その1）	令和6年度から 令和7年度まで	1,904,637千円
第2津島幹線送水管布設工事（その2）	令和6年度	485,023千円
豊橋城下線電気防食設備調査業務委託	令和6年度	28,730千円
設備管理システム整備業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	132,000千円
犬山浄水場返送ポンプ設備改良工事	令和6年度	210,000千円
犬山浄水場始め2 浄水場防護柵改良工事	令和6年度	43,020千円
犬山浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和6年度	660,600千円
犬山浄水場構造物耐震補強工事	令和6年度から 令和7年度まで	689,600千円
尾張西部浄水場導水ポンプ電気設備改良工事	令和6年度	182,000千円
小牧供給点始め5 施設流量計改良工事	令和6年度	14,767千円

神守供給点始め2施設計装設備改良工事	令和6年度	17,968千円
西春供給点量水器室建設工事	令和6年度	140,344千円
名港導水路移設工事	令和6年度	320,000千円
高蔵寺浄水場導水管電気防食設備改良工事	令和6年度	52,800千円
高蔵寺浄水場ろ過池弁類改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	256,500千円
尾張東部浄水場始め3施設空調設備改良工事	令和6年度	108,034千円
尾張東部浄水場電気設備改良工事	令和6年度から 令和8年度まで	3,346,753千円
第2東郷線送水ポンプ改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	286,900千円
瀬戸山口分水管送水管布設工事	令和6年度	78,754千円
佐布里池取水塔始め2施設水質計器改良工事	令和6年度	21,572千円
上野浄水場配管改良工事	令和6年度	106,559千円
知多浄水場薬品注入設備改良工事	令和6年度	40,000千円
知多浄水場始め2浄水場構造物耐震補強工事	令和6年度	358,914千円
東海第2供給点計装設備改良工事	令和6年度	5,069千円
南知多線不断水弁設置工事	令和6年度	5,000千円

南知多線送水管布設工事	令和6年度	60,000千円
美浜線送水管布設工事	令和6年度	210,000千円
愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和6年度	121,410千円
豊田浄水場薬品注入設備改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	936,288千円
幸田浄水場電気設備改良工事	令和6年度	71,371千円
幸田浄水場電気室建設工事	令和6年度	101,461千円
豊田幹線電気防食設備改良工事	令和6年度	90,000千円
西尾線送水管布設工事	令和6年度	72,596千円
高浜線送水管移設工事	令和6年度	230,000千円
渥美供給点始め3施設計装設備改良工事	令和6年度	77,539千円
渥美供給点始め3施設電気設備改良工事	令和6年度	36,997千円
権現調整池改良工事	令和6年度	134,805千円
東三河水道事務所庁舎建設工事	令和6年度	457,102千円
水質試験所エレベータ設備改良工事	令和6年度	145,772千円
木曾川幹線送水管路調査業務委託	令和6年度	30,000千円

高蔵寺高区・中区線送水管路調査業務委託	令和6年度	69,010千円
高蔵寺浄水場構造物耐震補強調査業務委託	令和6年度	39,743千円
知多浄水場始め3施設計装設備改良調査業務委託	令和6年度	170,000千円
西三河水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和6年度	19,050千円
豊田浄水場ろ過池機械設備改良調査業務委託	令和6年度	20,000千円
幸田浄水場配管改良調査業務委託	令和6年度	28,600千円
幸田浄水場管理本館改良調査業務委託	令和6年度	44,000千円
豊川浄水場始め4施設計装設備改良調査業務委託	令和6年度	23,050千円
豊川調整池屋根改良調査業務委託	令和6年度	5,104千円
渥美線送水管路調査業務委託	令和6年度	74,766千円
新城線送水管路調査業務委託	令和6年度	61,000千円
水利使用許可申請資料作成業務委託	令和6年度	5,093千円
老朽化施設設備改良事業発注支援業務委託	令和6年度	60,000千円
愛知用水排水処理事業調査業務委託	令和6年度	13,283千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 5,302,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 2,630,158千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補

助を受ける金額は、295,287千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,936,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村秀章

第15号議案 令和5年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 376か所
- 2 年間総給水量 440,655,768m³
- 3 一日平均給水量 1,203,978m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 愛知用水工業用水道第4期事業	尾張東部浄水場関係建設工事	事業費	39,586千円
(2) 東三河工業用水道第2期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	1,829,620千円
(3) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	451,983千円
(4) 施設改良事業		事業費	7,551,652千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	15,871,027千円
第1項 営業	収	益	14,072,068千円
第2項 営業外	収	益	1,798,959千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	13,780,387千円
第1項 営業	支	費	13,164,902千円

第2項 営業外費用	612,485千円
第3項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,809,467千円は、当年度分損益勘定留保資金3,638,253千円、過年度分留保資金3,997,214千円、減債積立金2,056,000千円及び建設改良積立金118,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	8,034,569千円
第1項 企業債	6,310,340千円
第2項 国庫支出金	327,200千円
第3項 工事負担金	121,369千円
第4項 他会計出資金	1,192,732千円
第5項 他会計借入金	82,926千円
第6項 雑収入	2千円
支 出	
第1款 資本的支出	17,844,036千円
第1項 建設改良費	10,039,702千円
第2項 建設利息	1,738千円
第3項 償還金	7,797,596千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安城浄水場運転管理業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	430,280千円
量水器設置工事	令和6年度	9,361千円
設備管理システム整備業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	132,000千円
佐布里池取水塔始め2施設水質計器改良工事	令和6年度	22,791千円
尾張東部浄水場導水設備改良工事	令和6年度	121,407千円
上野浄水場配管改良工事	令和6年度	107,775千円
知多浄水場機械設備改良工事	令和6年度	85,590千円
知多浄水場配水池制水弁改良工事	令和6年度	137,499千円
尾張東部浄水場遠方監視制御設備改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	158,100千円
愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和6年度	40,471千円
安城浄水場配水ポンプ電気設備改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	665,000千円
安城浄水場電気設備改良工事	令和6年度	84,029千円
第2北部幹線場内配水管布設工事	令和6年度	541,016千円

第2 北部幹線連絡線配水管布設工事	令和6年度	323,700千円
第2 北部幹線配水管製作工事	令和6年度から 令和7年度まで	540,362千円
第2 衣浦幹線配水管布設工事（その1）	令和6年度から 令和8年度まで	2,247,241千円
第2 衣浦幹線配水管布設工事（その2）	令和6年度から 令和7年度まで	746,308千円
第2 衣浦幹線配水管布設工事（その3）	令和6年度	834,380千円
蒲郡浄水場薬品注入設備改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	682,390千円
蒲郡浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和6年度	269,010千円
ヤマハ分岐線配水管布設工事	令和6年度	69,974千円
東三河水道事務所庁舎建設工事	令和6年度	277,629千円
犬山浄水場防護柵改良工事	令和6年度	154千円
上野浄水場沈澱池機械設備改良調査業務委託	令和6年度	25,000千円
知多浄水場始め3施設計装設備改良調査業務委託	令和6年度	30,000千円
安城浄水場バイパス管設置調査業務委託	令和6年度	20,000千円
西三河水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和6年度	6,350千円
豊橋南部浄水場導水管路改良調査業務委託	令和6年度	80,000千円

豊川浄水場始め4施設計装設備改良調査業務委託	令和6年度	5,453千円
臨海支線配水管路改良調査業務委託	令和6年度	27,068千円
水利使用許可申請資料作成業務委託	令和6年度	5,093千円
老朽化施設設備改良事業発注支援業務委託	令和6年度	10,000千円
愛知用水排水処理事業調査業務委託	令和6年度	1,689千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 東三河工業用水道第2期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 5,741,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 832,817千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、147,669千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、193,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村秀章

第16号議案 令和5年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	725,200㎡
2 買収宅地	1,221,100㎡
3 宅地造成	51,900㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収 益	30,284,484千円
第1項 営業	収 益	30,192,034千円
第2項 営業外	収 益	92,450千円
支 出		
第1款 事業	費 用	25,762,659千円
第1項 営業	費 用	25,026,411千円
第2項 営業外	費 用	733,248千円
第3項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,600,067千円は、過年度分留保

資金6,023,067千円及び減債積立金2,577,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	45,522,703千円
第1項 企 業 債	40,900,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金	4,461,058千円
第3項 受 託 事 業 収 入	161,643千円
第4項 雑 収 入	2千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	54,122,770千円
第1項 宅 地 造 成 費	29,431,874千円
第2項 建 設 利 息	102,896千円
第3項 償 還 金	24,583,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|---|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 20,900,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、 |

又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 737,369千円

2 交際費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
土地	工業用地	1,191,000㎡

2 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
土地	工業用地	616,000㎡	売却
建物その他の工作物	公共用施設	1か所	譲与

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村 秀章